

金澤東山まちづくり協議会規約

(名 称)

第1条 本会を「金澤東山まちづくり協議会」と称する。

(目 的)

第2条 本会は、「温故知新」の心で、魅力ある“まちづくり”を推し進め、次世代に手渡すことの出来る、伝統ある金沢東山境界並びにその周辺の新たな文化を創造するために事業をする。

(事務局)

第3条 本会の事業の企画、会員相互の連絡、広報の円滑を図るため、事務局を置く。

2 事務局の場所は、付則にて決める。

(会 員)

第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同する個人及び法人によって構成する。

2 会員の資格は、会費の納入時点により有する。

(役 員)

第5条 本会には、次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	2名
会計幹事	1名
事務局長	1名
事務局次長	若干名
理 事	若干名
会計監査	1名

2 本会には、若干名の顧問を置く。

3 その選出に当たっては、会長は会員相互の互選とし、その他は会長が指名する。

(委員会)

第6条 事業を実施する場合、必要に応じて委員会を設置することが出来る。

2 委員長は、会長が委嘱する。

(会 計)

第7条 本会の会計は、会員の会費、事業の収益、寄付金及び補助金などをもってこれに充当する。

2 会費の額については、付則にて決める。

3 会計年度は、9月1日より翌8月31日までとする。

(会 議)

第8条 本会の会議は、次のとおりとする。

総 会	会計年度の終わったなるべく近い日に、会長が招集する。
臨時総会	会員の5分の1以上の要求があったとき、又は会長が必要と認めたとき。
総会の成立	総会、臨時総会の成立は、会員の2分の1以上の出席(委任状を含む。)をもって成立とする。
役 員 会	会長が招集する。
委 員 会	委員長が招集する。

(決 議)

第9条 次の事項については、総会、臨時総会の議決及び承認を経なければならない。

(1) 規約の変更。

(2) 付則の制定、変更、廃止。

- (3) 予算及び決算。
- (4) 庶務、事業、会計に関する報告。
- (5) その他、会長が必要と認めた事項。

2 各会議の決議は、当該会議の出席者の過半数により議決する。ただし、規約の改正に当たっては、会員総数の3分の2以上の賛同により決する。この場合、白紙委任状の取り扱いは、出席会員の賛否の数を按分し、その数をそれぞれに加算する。

付 則

- 1 金澤東山まちづくり協議会の事務局は、金沢市東山1丁目1番8号 柴原事務局長方に置く。
- 2 金澤東山まちづくり協議会の会費は、年額10,000円とし、所定の金融機関の口座へ振り込むこともできることとする。

〔振込先〕 銀行名：北國銀行本店

口座番号：普通預金 695605

口座名：金澤東山まちづくり協議会 会計 鷹栖孝夫

- 3 この規約は、平成11年9月12日より施行する。
- 4 この規約は、平成18年9月30日より施行する。
- 5 この規約は、平成21年10月4日より施行する。